

議案第248号

訴訟上の和解について

東京高等裁判所平成24年（ネ）第4177号賠償金反訴請求控訴事件について、次のとおり和解したいので、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求める。

平成24年11月26日提出

川崎市長 阿部孝夫

1 事件名 東京高等裁判所平成24年（ネ）第4177号賠償金反訴請求控訴事件

2 当事者 控訴人（第1審反訴被告） ****
被控訴人（第1審反訴原告） 川崎市

3 和解内容

(1) 控訴人は、被控訴人に対し、本件和解金として、24,459,592円及びこれに対する平成22年12月1日から支払済みまで年8.25パーセントの割合による金員の支払義務があることを認める。

(2) 控訴人は、被控訴人に対し、前項の金員のうち、24,459,592円及びこれに対する平成22年12月1日から平成24年4月26日まで年3.1パーセントの割合による金員の合計額25,524,628円を次のとおり分割して、被控訴人指定の方法により支払う。なお、振込手数料は控訴人の負担とする。

ア 平成25年1月から平成34年11月まで毎月末日限り 各212,

000円

イ 平成34年12月末日限り 296,628円

- (3) 控訴人が前項のア又はイの分割金の支払を怠り、その額が424,000円に達したときは、控訴人は、当然に期限の利益を失い、被控訴人に対し、第1項の金員から既払金を控除した残額を直ちに支払う。
- (4) 控訴人が遅滞なく第2項のア及びイの分割金を支払ったときは、被控訴人は、控訴人に対し、第1項の金員から第2項の金員の合計額25,524,628円を控除した残額の支払義務を免除する。
- (5) 被控訴人は、その余の請求を放棄する。
- (6) 控訴人及び被控訴人は、控訴人と被控訴人との間には、本件に関し、本和解条項に定めるもののほか、何ら債権債務がないことを相互に確認する。
- (7) 訴訟費用は、第1、第2審を通じ、各自の負担とする。

4 和解理由

本事件については、東京高等裁判所から職権による強い和解勧告がなされたこと及びこの和解内容は本市の主張が認められていることを勘案し、和解しようとするものである。

参考資料

事 件 の 概 要

- 1 本市は、平成20年3月12日、新川崎地区道路新設に伴う雨水貯留施設移設工事（以下「本件工事1」という。）の一般競争入札を実施し、同月17日、控訴人と工事請負契約を締結した。
- 2 本市は、平成20年8月27日、新川崎地区都市基盤整備（下水道）その3工事（以下「本件工事2」という。）の一般競争入札を実施し、同年9月1日、控訴人と工事請負契約を締結した。
- 3 本市は、平成20年8月27日、新川崎地区都市基盤整備（下水道）その3付帯工事（以下「本件工事3」という。）の一般競争入札を実施し、同年9月1日、控訴人と工事請負契約を締結した。
- 4 公正取引委員会は、平成20年3月12日から平成21年3月31日までの間において、本市が一般競争入札の方法により発注する下水管きょ工事について、控訴人が他の事業者と共同して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の不当な取引制限の禁止の規定に違反する行為を行ったとして、平成22年4月9日、控訴人に、同法に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を行い、これらの命令は、同法に基づく審判の請求がなされることなく確定した。
- 5 平成22年9月1日、本市は、控訴人に対し、本件工事1、本件工事2及び本件工事3に係る工事請負契約に基づき、不正行為に対する賠償金として本件工事1、本件工事2及び本件工事3の最終請負金額の10分の2に相当する額32,612,790円を同年11月30日までに支払うよう請求したところ、同年12月27日、一部についてのみ納付がなされた。

- 6 控訴人は、賠償金の未納額の支払請求には応じず、平成23年1月28日、本市に対し、賠償金の債務は存在しないことの確認の訴えを横浜地方裁判所川崎支部に提起したため、本市は、同年7月1日、控訴人に対して賠償金の未納額の支払を求める反訴を提起した。
- 7 控訴人は、本市の工事請負契約の賠償金の規定が公序良俗に反し無効である等と主張していた。
- 8 平成24年4月26日に言い渡された第1審判決は、本件のような不正行為による実損害の立証は困難であり、あらかじめ、一定の場合には、請負金額の10分の2に相当する金額を賠償金として契約者間で定めておくことは合理性があり、その金額も著しく不相当とまではいえないことから、かかる工事請負契約の賠償金の規定が公序良俗に反し無効であるとはいえない等として、本市の支払請求を認めた。
- 9 控訴人は、上記判決を不服として、平成24年5月15日、東京高等裁判所に控訴を提起した。
- 10 控訴審は、係属して以来、数回に及ぶ口頭弁論等を経てきたが、裁判所から職権による強い和解勧告がなされたものである。